

● 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。  
 なお、府域における地域福祉を取り巻く状況変化や国の動向等を踏まえ、**中間年である令和8(2026)年度に本計画の点検・見直しを実施します。**

第5期大阪府地域福祉支援計画（13ページ）

年度	時期	審議会等	内容
R7	3月2日	◆ 分科会（第1回）	① 第5期大阪府地域福祉支援計画（R6年度進捗状況） ② 第5期大阪府地域福祉支援計画中間見直し（構成素案） * 地域福祉の担い手の確保とSNSの活用
R8		※市町村、庁内等の関係者と意見交換等を随時開催 ※骨子案等について分科会委員と相談しつつ、まとめあげたものをR8年度第2回分科会で審議	
	8月ごろ	◆ 分科会（第1回）	ゲストスピーカーによる講演（仮）
	9月ごろ	◆ 分科会（第2回）	① 第5期大阪府地域福祉支援計画（R7年度進捗状況） ② 第5期大阪府地域福祉支援計画中間見直し（骨子案） ③ 目標・指標の設定
	12月ごろ	◆ 分科会（第3回）	① 第5期地域福祉支援計画中間見直し（素案）
	1～2月	パブリックコメント（1か月程度）	
	2～3月	◆ 審議会（第1回）	（各分科会の状況を踏まえたうえで、開催の有無を検討） ① 各分科会報告 ② 第5期大阪府地域福祉支援計画中間見直し（案）
			第5期大阪府地域福祉支援計画中間見直し 策定

市町村との  
意見交換